

グループホーム ぬくもりの家 運営規程

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム ぬくもりの家

-グループホーム むくもりの家

認知症対応型共同生活介護運営規程

介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 マルベリーが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行う。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム むくもりの家
- ② 所在地 留萌市開運町3丁目8-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

第1ユニット

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名 (常勤兼務)

計画作成担当者は当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護従業者 9名 (常勤専従8名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第2ユニット

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

③ 介護従業者 8名（常勤専従）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（入居対象者）

第6条 本事業所の入居者利用基準は次のとおりとする。

- ① 要支援2以上の認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。

2 生活保護受給者を入居対象者とする。

（利用定員）

第7条 利用定員は、1ユニット9名とし、2ユニット合計18名とする。

（介護の内容）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談・援助

（介護計画の作成）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料その他の費用の額）

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受け、生活保護受給者は別途利用料金を定める。

- ① 家賃 月額 45,000円
- ② 水道光熱費 月額 15,000円（暖房費、共用部費用含む）
- ③ 食材料費 月額 45,000円
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる実費費用
- ⑤ 別途入居保証金 200,000円

入居保証金として預かり、退去に際して速やかに入居保証金を全額無利子で返還するものとする。ただし、利用者が何らかの事情にて家賃及び利用料金等の滞納、損害の賠償等の債務がある場合は、入居保証金をこれらの債務に充当することができる。また、利用者は家賃及び利用料金等の債務と入居保証金を相殺することができない。

2 生活保護受給者利用料金は以下のとおりとする。

- ① 家賃 月額 25,000円
- ② 水道光熱費 月額 15,000円（暖房費、共用部費用含む）
- ③ 食材料費 月額 45,000円
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる実費費用
- ⑤ 別途入居保証金 無し

3 食材料費は、月の途中における入居または退去について日割り計算とする。

4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

（入退居にあたっての留意事項）

第11条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者・要支援2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第13条 管理者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員の配置、事実関係の調査の実施、改善の措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

- 第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第15条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第16条 利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画、ケース記録、苦情の記録、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第20条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。
- 3 身体拘束適正化について、指針の整備と併せ、法人、事業所の設置する虐待防止委員会にてその対策を検討するとともにその結果について、職員に周知徹底を図るとともに、研修を実施する。

附則

この規程は、平成17年11月1日より施行する。

この規程は、平成18年3月27日より施行する。

この規程は、平成19年10月1日より施行する。

この規程は、平成19年10月31日より施行する。

この規程は、平成20年7月1日より施行する。

この規程は、平成20年12月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規定は、平成25年6月1日より施行する。

この規定は、平成29年10月1日より施行する。

この規定は、令和元年10月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年10月1日より施行する。